

令和5年12月定例会
市民文教委員会資料
第92号議案から第95号議案まで
(指定管理者関係)

指定管理者候補者の概要等

施設名	指定管理者候補者	指定期間	募集区分	得点率(※) (%)	所管課
舞鶴市西市民プラザ	一般財団法人有本積善社	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	公募	62.83	地域づくり支援課
青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等)	一般財団法人舞鶴市スポーツ協会	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	公募	67.56	地域づくり支援課 スポーツ振興課 土木課
舞鶴市大丹生コミュニティセンター	西大浦産業株式会社	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	非公募	74.21	地域づくり支援課
東舞鶴公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、前島みなと公園、伊佐津川運動公園及び舞鶴東体育館	舞鶴スポーツネットワーク	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	公募	66.59	スポーツ振興課 土木課

※ 得点率…舞鶴市指定管理者選定委員会での評価の得点率

【評価方法】

応募団体による提出書類及びプレゼンテーションにより審査を実施。

評価項目ごとに5段階 (5:優れている 4:やや優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る)で評価。

得点率の最低基準は60%であり、60%を下回ると失格(全ての評価項目が「3:普通」であれば、得点率は60%となる。)

現指定管理者である場合、審査得点にモニタリングによる総合(指定期間)評価に基づき加減点を行った後、得点率を計算。

舞鶴市西市民プラザ及び青葉山ろく公園については、審査得点(モニタリングによる総合(指定期間)評価による加減点がある場合は、当該加減点を行った後の得点)が最も高い団体を選定。